

連続市民講座・2014年度前期

「緊張する東アジア国際関係—何が東アジア平和の障害となっているのか」
(2014年6月13日)

東アジアの領土紛争とナショナリズム

韓国／国民大学日本学研究所教授
玄 大松 HYUN, Daesong

1. はじめに

21世紀に入ってから東アジアで領土問題がヒートアップし、各国でナショナリズムの気運が高まっている。東アジアにおけるパワーの転移によって国際秩序が動揺するなかこのような動きは、東アジアの国際関係をさらに悪化させている。

今回は、日中韓の領土問題の争点は何か、そもそもなぜ日中韓の三国が領土問題で争うことになったのか、東アジアの領土問題はどんな方向へ向かうのか、解法はあるのか、等を東アジアの国際政治の観点から考える。

2. 日韓の領土問題：「独島・竹島問題」の争点は何か。

島の領有の正当性を決定するための最も基本的な問題は、‘日韓両国のいずれが、島について早くから正確な知識を持ち、それをその領土の一部と考え、また実際にこれを経営してきたか’という歴史的根拠と、‘そのいずれの政府が、島について国際法上必要とされる領土取得の要件を満たしているか’という国際法的根拠にかかわる。

日韓両国は、歴史的根拠について、一九〇五年の日本政府による領土編入措置の効力について、第二次世界大戦中のカイロ宣言から戦後の日韓基本条約に及ぶ一連の措置の意義及び解釈についてなど、およそ三つの点で対立している。以下、詳しく検討していくこ

とにする。

3. 歴史的根拠をめぐる対立

1) 于山島＝独島か、于山島＝鬱陵島か。

韓国政府は、古くから鬱陵島は武陵・羽陵とも呼ばれ、独島は于山・三峯島などと呼ばれたとして、于山と三峯島が現在の独島を指すという根拠としては、『世宗実録地理志』江原道蔚珍県条に「于山武陵二島 在県正東海中 二島相去不遠風日清明則可望見」（于山と武陵の二島は県の正東の海中に在る。二島の距離は遠からず、風日清明ならば、望見すべし）という記述があり、「『増補文献備考』中の『輿地志』に、『鬱陵于山皆于山国 于山則倭所謂松島也』（鬱陵島と于山島はみな『于山国』であり、于山島は倭のいわゆる松島である）と明記していると主張する。

反面、日本政府は、『三国史記』『高麗史地理志』『世宗実録地理志』の「于山国」とは鬱陵島のことであり、「『世宗実録地理志』が于山、武陵二島説をとっているが、その注記ではこの両島が鬱陵島であり、新羅の于山国であると述べている」ことなどを挙げ、反駁している。また、その後の資料については、「『新增東国輿地勝覧』や『増補文献備考』等のごとく二島説をとりつつも、一島二名への疑いを残しているもの、『芝峰類説』や『文献撮録』のように一島二名説を固執するもの等色々あって、後世に至るまで于山、鬱陵両島の関係は、確信をもって記述されていない。ことに注目すべきは、二島説をとるものでも、全文は鬱陵島についての説明に終始し、于山島についてはなんらの具体的な説明も行っていない点である。このことは、これらの諸文献の編者が、問題の島について実地の見聞を基礎とした明確な知識に欠いており、しかもこれに関する知識は、後代に至るまで新たな発展のなかったことを示しているといえよう。いずれにせよ、于山島と鬱陵島とが別個の島であることについて多くの疑問が持たれていた以上、そこにいう于山島が今日の竹島に該当すると断定することは困難であろう」と主張する。

2) 日本の西北の境界はどこか？—『隠州視聴合記』（1667）の

‘此州’をめぐって

日本の文献のなか、独島・竹島に関して最初に言及しているのは『隠州視聴合記（紀）』である。『隠州視聴合記』は寛文七（一六六七）年に出雲の藩士斎藤豊宣が藩命によって隠岐を巡視した際に、見聞したところを採録したものである。『隠州視聴合記』の「国代記」には次のような記述がある。

隠州在北海中故云隠岐島（中略）戊亥間行二日一夜有松島又一日程有竹島 俗言磯竹島多竹魚鹿 此二島無人之地 見高麗如自雲州望隠州 然則日本之乾地 以此州為限矣

日本政府は、「以此州為限矣」の此州が竹島と松島であり、したがって「竹島及び松島をもって日本の西北部の限界と見なす」と解釈した。これに対して、韓国政府は記述の主題が隠州であり、隠州が日本の乾地（西北限界）になっていると反駁した。さらに韓国政府は右の句を、「松島（現在の竹島）、竹島（現在の鬱陵島）の此二島から高麗本土を望見する距離関係が、まるで雲州から隠州を望見するようだ。したがって、日本の西北は此州をもって限界にする」との解釈をとる。

3) 安龍福の活動の真偽—「竹島一件」（1693-96）と「竹島渡海禁止令」（1696）

元和一一（一六二五）年には、伯耆国米子の町人大谷甚吉、村川市兵衛等が、藩主松平新太郎を通じて竹島（鬱陵島）への渡海許可を受け、その経営に従事した。

元禄五（一六九二）年に村川家の一行が、翌年には大谷家の一行が鬱陵島において朝鮮の漁夫たちと遭遇した。そして元禄六（一六九三）年、大谷家の漁夫たちが朝鮮の漁夫たちに出会ったときに、彼らは安龍福と朴於屯（パクオドゥン）の二人を「越境の証人」として連行して帰った。この事件は、江戸幕府と朝鮮が竹島（現在の鬱陵島）の領有権を争う、いわゆる「竹島一件」に発展していった。そしてこの件は、対馬藩の宗家が窓口になり日朝両政府間で交渉が行われた。

この過程で、幕府から鳥取藩へ「御尋の御書付」を出し、“因州・

伯州へ付けている竹島は、いつから両国に附属する事になったのか、先祖が両国を領地とする以前の事か、その後の事なのか。竹島の外に因伯両国に附属する島はあるか。また両国の者が魚を取りに行っていたのか。右の様子を知りたいので書付を送ってほしい。”と尋ねた。

これに対して、鳥取藩の江戸藩邸から翌日、江戸幕府へ「御返答書」(一六九五年一二月二五日)を出し、“竹島は因幡伯耆の附属ではない。伯耆国米子町人の大屋九右衛門、村川市兵衛と申す者が渡海していたのは、松平新太郎が因伯両国に封ぜられた時、御奉書をもって許可されたと承っている。それ以前にも渡海していたこともあったように聞いているが、そのことはよくわからない。竹島松島其の他両国の附属の島はない。”と答えた。

結果的に、江戸幕府は、竹島(鬱陵島)が朝鮮領であることを認め、元禄九(一六九六)年一月に「竹島渡海禁止令」を発したことで、一応決着がつけられた。

4) 竹島は、日本の版図にあったのか。—「朝鮮国交際始末内探書」(1870)、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」(1877)

明治維新後、新政府が樹立されたことによって、日本と朝鮮は外交関係を再構築する必要に迫られた。明治政府は、一八六九年一二月、これまで対馬藩が行ってきた対朝鮮外交を中央政府に移管する下準備と朝鮮の事情を内探するために、佐田白茅、森山茂、齋藤榮らに一四項目の調査事項を指令し、朝鮮に派遣した。佐田白茅らは翌年四月に帰国し、太政官と外務大臣に調査結果を「朝鮮国交際始末内探書」として報告した。その中に「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」と題した次のような記述がある。

此儀ハ松島ハ竹島ノ隣島ニテ松島ノ儀ニ付是迄掲載セシ書留モ無之竹島ノ儀ニ付テハ元禄度後ハ暫クノ間朝鮮ヨリ居留ノ為差遣シ置候處當時ハ以前ノ如ク無人ト相成竹木又ハ竹ヨリ太キ葭ヲ産シ人參等自然ニ生シ其餘漁産モ相應ニ有之趣相聞ヘ候事

韓国側は、日本外務省と太政官が佐田白茅らを朝鮮に派遣した際に、「竹島(現在の鬱陵島)と松島(現在の竹島)が朝鮮の附属領にな

っている始末」を調査するよう指示した「朝鮮国へノ派遣員ニ對スル調査事項指令ニ關スル伺立ニ之ニ對スル太政官ノ決定」と、その報告書である「朝鮮国交際始末内探書」とが、この時期に日本政府が竹島と松島を朝鮮の領土として確認した明白な実証資料であると主張した。

5) 「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」について

幕末から明治初期にかけて鬱陵島と竹島に対する日本の認識には甚だしい混乱が生じた。

明治九（一八七六）年一〇月五日、内務省地理寮は地籍を編纂するため、島根県の地籍編纂係宛に「竹島と呼ばれる孤島」について「古い記録や古地図などを調べ、内務省本省へお伺いを立てる」よう照会した。それに対して島根県は、一七世紀の大谷・村川両家による竹島（鬱陵島）開拓の経緯を調べ、報告する。同月十六日、島根県参事の境二郎は、竹島（鬱陵島）とともに松島（独島）の略図を付し、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」と題する伺い書を提出した。その付属文書に、松島について次のように記している。

次ニ一島アリ松島ト呼フ周面三十町許竹島ト同一線路ニ在リ隱岐ヲ距ル八拾里許樹竹稀ナリ亦魚獸ヲ産ス

つまり島根県当局は、付属文書の中で「外一島」を松島と明記し、竹島の属島として取扱ったのである。また、内務省は、独自に元禄期の「竹島一件」の記録を調べ、島根県の「伺」の情報と合わせ検討したうえで、この両島は朝鮮領であり、日本のものではないと結論を出した。しかし、「版図ノ取捨ハ重大之事件」であるため、同省は翌七七年三月一七日太政官に「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を提出して、その判断を仰いだ。そして太政官調査局の審査で内務省の見解が認められ、「竹島外一嶋之義本邦関係無之義ト可相心得事」と指令された。

6) 石島＝独島か。一大韓帝国の勅令第四一号（1900）

朝鮮が日本の強圧によって一八七六年二月、日鮮修好條規を締結して開国してから、森林伐採などを目的に鬱陵島に渡る日本人が増

えた。これに対し、当時の朝鮮国王・高宗は一八八二年四月、檢察使・李奎遠(イギョウォン)を鬱陵島に派遣し、鬱陵島に他国人が無断に往来するという事、及び鬱陵島の近くにあるとする「松竹島」と「芋山島」について調査することを命じた。高宗は同年六月、李奎遠の檢察報告を受けた後、花房義質・駐朝日本公使と日本外務省に対して日本人が鬱陵島に「松島」と記した標目を立てたことに抗議する公翰を送付するよう命じ、一八八三年三月には金玉均を「東南諸島開拓使兼管捕鯨使」に任命するなど、従来の空島政策を廃棄し、鬱陵島開拓政策へと転じた。韓国側は、このような事実と、金玉均(キムオクギョン)の職責が「鬱陵島開拓使」ではなく「東南諸島開拓使」であることから、朝鮮の対応を鬱陵島及び独島への行政権の行使である、と主張する。

そして、大韓帝国政府は、一九〇〇年一〇月二五日、勅令第四一号「鬱陵島を蔚島と改称し、島監を郡守と改正する件」を出した。勅令第四一号の第二条は、蔚島郡守の管轄区域を「蔚陵全島と竹島、石島」とした。韓国側は、ここでの竹島は鬱陵島の傍近にある竹嶼島を指し、石島は独島を指すと主張し、この勅令で独島が行政区域上蔚島郡の管轄下に置かれたと主張する。また、独島が現在の名前になったのは「慶尚道の方言で石を『ドクト』といい、ドクトは石島、あるいは岩島を意味する。その石島の発音であるドクトから独島(ドクト)になった」と主張した。

4. 国際法的見解をめぐる対立

一九〇五年島根県編入と実効的支配をめぐる問題について、韓国の国際法学者たちは日本側の先占論の不当性を指摘している。彼らは異口同音で次のように日本の主張を反駁している。

日本は一九〇五年二月二二日に島根県告示第四〇号をもって「独島」を島根県に編入したと主張する。しかし、これが国際法上有効なものとして認定されるには、領域取得における先占の三つの要件を満たさなければならない。第一に、その地域が無主地でなければならない。第二に、領土取得の国家意思があり、その意思を対外的

に公表しなければならない。第三に、その地域の実効的な占有がなければならない。しかし、一九〇五年時点で独島は無主地ではなかったし、一地方官庁である島根県の告示は領土取得の国家の対外的意思表示としては不十分である。また日本が、独島を編入する半年前の一九〇四年八月二二日には韓日協約を強要し、大韓帝国の外交権を奪っていったため、大韓帝国は日本の独島編入に対して何の抗議も出来なかった。戦後においても、連合国軍最高司令官指令（SCAPIN）六七七号によって独島が日本領土から分離された後、サンフランシスコ講和条約によって連合国が独島を日本領土に含めるという積極的決定がなかった限り、独島が日本領土から分離されたことは明らかである。日本の領土処理問題に関する限り、連合国の基本的態度がカイロ宣言に表されているように日本を日清戦争以前の状態に回帰させようとするのであったため、独島の法的地位は韓国の領土である。

これに対して日本側は、「竹島の編入措置はこれまで日本の領土として歴史的に信じられていた所属未定の竹島を近代国際法上の形式に則り領有意思を確認し公示したもので、閣議決定を経て府県が公示するのは当時の日本の慣行（明治三年の南鳥島の例など）に従った適法な編入措置であった、編入当時もそれ以前も竹島が韓国領土であったことはない、国際法上一般に、条約上特別の義務を負う場合（たとえば、コンゴ地域に関する一八八五年のベルリン議定書）を除き、領土の取得を他国に通告する義務は国際法上ない、通告は先占の要件ではない」と主張している。

5. 太平洋戦争から日韓基本条約までの措置の解釈をめぐる

1) カイロ宣言とポツダム宣言とをめぐって

一九四三年一月二七日、米英中の三国首脳が署名したカイロ宣言は、日本国が「暴力及び貪欲により日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐せられるべし」とし、また、「朝鮮の人民の奴隷状態に留意しやがて朝鮮を自由、かつ、独立のものにする決意を有する」とした。また、一九四五年七月二六日のポツダム宣言は第八項

で「カイロ宣言の条項は履行せられるべく、また日本国の主権は本州、北海道、九州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に局限せられるべし」とした。一九四五年八月一五日、日本はポツダム宣言を受諾し連合国に降伏、またこれを法的に確定した同年九月二日の降伏文書に署名した。このようにして、日本の諸小島の中のどれが日本から分離されるのか、分離されないのかの決定は連合国の判断に委ねられた。

これについての韓国側の主張は次の通りである。連合国の最初の基本方針は明らかに日本領土を日清戦争以前の状態に還元しようとしたものであり、一九〇五年日本が韓国政府に外交顧問を派遣し、財政顧問や警察顧問まで派遣しておいて、島根県告示という一地方自治団体の告示をもって編入させた竹島の取得は、言うまでもなく「暴力及び貪欲により略取したる地域」である。日本はこのような地域から「駆逐せられるべし」である、という。

しかし、日本側は、竹島に関しては元来朝鮮の領土ではなく、戦後日本が返還した地域は一九一〇年八月の日韓合併条約当時の韓国領土に対してのものであり、その前の一九〇五年に日本領土に編入された地域ではないこと、また竹島は「暴力及び貪欲により日本国の略取した地域」として日本から分離されるべきものでもない、と主張している。

2) SCAPIN六七七及び一〇三三号をめぐって

連合国軍最高司令官総司令部（以下、GHQ）は、一九四六年一月二九日付SCAPIN六七七「若干の外郭地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する覚書」を発し、日本政府に対し「日本国外のすべての地域」に対して政治上、行政上の権力を行使することを停止するよう指令した。本指令の第三項において日本の領土は、「北海道、本州、九州、四国と北緯三〇度以上の琉球諸島と対馬を含む約一〇〇〇余個の隣接諸小島で構成される」と定義された。そして、そこでの隣接諸小島に含まれない地域の中に「鬱陵島、竹島、濟州島」が明記された。これをもって韓国はSCAPIN六七七によって独島が駐韓米軍政当局に移管され、一九四八年八月一五日大韓民国政府の樹立とともに自動的に独島を包む全領土が返還されたと主張している。また、韓国はGHQが一九四六年六月二二日

SCAPIN一〇三三「日本の漁業及び捕鯨業許可区域に関する覚書」において日本の船舶及び国民が独島の周辺一二カイリ以内に接近し、また竹島に接触することを禁じた。それは独島が韓国領土であるため日本漁夫と船舶が接近できないように宣布したのである、と主張している。

これに対して、日本側は、SCAPIN六七七はGHQの権限に照らしてみても、日本領土に対する規定ではなく行政上の臨時処置であることは明白であり、この指令の中にも「この指令中の条項はいずれもポツダム宣言の第八項にある諸小島の最終決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない」とある、と述べている。同じくSCAPIN一〇三三の第五項でも、「この許可が当該区域またはそのほかいかなる区域に関しても、国家管轄権、国境線または漁業権についての最終的決定に関する連合国の政策の表明ではない」と述べている、と反駁した。

3) サンフランシスコ講和条約第二条(a)項をめぐって

日本側はサンフランシスコ講和条約第二条(a)項に、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」となっている、ここには竹島が落ちている、サンフランシスコ講和条約で日本は韓国の独立を承認したが、合併以前の日本の領土を韓国に譲るということは条約には全くない、竹島が日本の領土であることは疑いない、と主張している。これに対して韓国は、第二条(a)が日本から分離されるすべての島嶼を列挙したのではないということは、韓国の島嶼が済州島、巨文島、鬱陵島だけでない事から照らしてみても明白であり、もし、そういう論理で竹島が日本の領土であるというならば、済州島、巨文島、鬱陵島以外の韓国のすべての諸島に対して領有権を主張するつもりか、と反問している。また、SCAPIN六七七が独島を韓国の領土と規定したことを対日講和条約が否定するためには明示的な規定が必要であるが、同条約にはそのような規定はない、と主張している。

日本側は、一九五一年七月韓国の駐米大使が対日講和条約改正英米草案第二条(a)項に対する韓国の修正要求を米國務長官宛てに提出したが、アメリカ國務省が修正要求を拒否したことから、SC

A P I N六七七による分離と矛盾する規定がない以上、平和条約締結当時の現実がそのまま確定するという韓国の主張は間違っている、また逆に平和条約上では竹島は日本が所有する島として確定された、と反駁している。

4) 日韓基本条約における‘紛争解決に関する交換公文’について

一九五二年一月一八日、韓国政府が「平和線（李承晩ライン）」を宣布したことによって「独島・竹島領有権問題」は日韓会談と連動することになった。一九六五年六月二二日、日韓基本条約の調印日当日の夜明けまで両国は「独島領有権問題」で対立した。最後には、独島・竹島の名称を持ち出さないまま、「紛争解決に関する交換公文」でまぎらわすことに妥協した。

すなわち「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続きに従い、調停によつて解決を図る」こととした。こうして独島/竹島問題を棚上げすることによって、日韓交渉は最終的な妥結に至ることになった。しかし韓国側はその後、日韓間に紛争はなく、一九六五年に調印された日韓協定の諸文書のどこにも独島について言及したところはないとして、調停によって解決を図ろうとする日本の主張を斥けている。

6. 「独島・竹島問題」の変容

「独島・竹島問題」、尖閣諸島問題の起源は、アメリカの戦後処理政策にある。日本が抱えている三つの領土問題は、冷戦の展開に伴いサンフランシスコ講和条約の条文が「簡潔、かつ一般的」な内容になってからである。

しかし「独島・竹島問題」は、だんだん国内政治的性格が強くなり、その結果「独島・竹島問題」の日常化、商業化と政治化が行われた。

二〇〇五年三月、島根県の‘竹島の日’条例制定に対して 盧武鉉大

統領は、三月二三日、「国民に差し上げる文」を発表して、“小泉総理の靖国参拝は、日本指導者たちの以前の反省と謝罪発言の真実性を毀損する行為”、“日露戦争中に独島を武力で強奪した。竹島の日は、侵略を正当化し、韓国の光復を否定する行為。教科書問題も、侵略の歴史を正当化する行為である。”これに対しては、“外交的に断固に対応”“外交戦争もありうる”と闡明した。

また、二〇〇六年四月二五日に出した‘韓日関係に対する特別談話’では、“独島はわれわれの領土です。ただわれわれの領土というだけでなく、特別な歴史的意味を持つわれわれの領土です。（中略）わが国民にとって、独島は完全な主権回復の象徴です。靖国神社参拝、歴史教科書問題、あわせて歴史に対する日本の認識、そして未来の韓日関係と東アジアの平和に対する日本の意思を見極める試金石です。（後略）”

このような認識は、韓国人に一般的に見られる。

7. 日中の領有権問題：「尖閣・釣魚島問題」

日中間の領土問題も、基本的に「独島・竹島問題」と同じ構図である。実効支配している国は、領土問題の存在を認めていないし、挑戦者は、‘平和的かつ持続的’実効支配を阻止しようとする。尖閣問題をめぐる領有権攻防におおて、中国側は、歴史問題、日本側は、法的问题に主眼をおいているのも同じである。

	日本	中国
1 基本立場	固有の領土	台湾の附属島嶼
2 領土編入以前の地位	無主地	台湾の附属島嶼
3 領土編入に対する評価	1885年から現地調査、1895年1月閣議決定で編入	日清戦争を通じて略奪。下関条約で台湾とともに割譲。

4	戦後処理	サンフランシスコ講和条約第三条によって、南西諸島の一部としてアメリカの施政下に入る。	アメリカの施政権は不法
5	沖縄返還協定	沖縄返還協定により、1972年5月に施政権が日本に返還	沖縄返還協定で日本に返還したのは不法
6	領有権主張の時期	1970年代まで異議申し立てなし	1971年12月、中国外交部が尖閣諸島の領有権主張を声明
7	領有権問題棚上げ約束	事実なし	1972年の日中国交正常化交渉および1978年の日中平和友好条約締結交渉で尖閣諸島の領有権問題の棚上げが約束された。

8. 東アジア領土問題の行方

一九九六年以前の領土問題は、島の領有権をめぐる問題であった。しかし一九八二年「海の憲法」である国連海洋法条約が一九九六年に発効することによって、領土問題は、海の問題も含めることになる。また、領土問題が‘日常化、商業化、政治化’することによって、領土ナショナリズムが高まり‘認識の問題’にまで発展する。そのことによって相手国に対するイメージ、信頼度などにも大きく影響することになった。

9. 結論に代えて： 東アジアの領土問題の解法

島の領有権を争う問題は、All or Nothing のゼロサム・ゲームになるが、海の問題は折り合いを付けることも可能である。そのため

には、双方の主張がモノローグをダイアログへ変える必要がある。そのためには、グローバル時代の領土ナショナリズムに対する反省を含めて、固有領土論の虚構性に気づき、「領土」と「国境」の概念を相対化する認識が必要である。

‘良い境界で良い隣人になれる (Good fences make good neighbors)’ というが、大事なのは「境界」より「隣人」である。近い国どうしが争うことは、必然であり、「競争するときは競争し、協力するときは協力する」という心構えが必要である。

韓国社会においては、植民地時代のトラウマを如何に治すかが鍵であるが、日韓が不毛な軍備拡充に走るより、軍事費の 0.1%でも出して、例えば[東アジア歴史和解と平和のための基金]を作るなり、東アジアの平和インフラ構築に努めるべきであろう。

関連資料

サンフランシスコ講和条約 第二章・第二条

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が一九〇五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

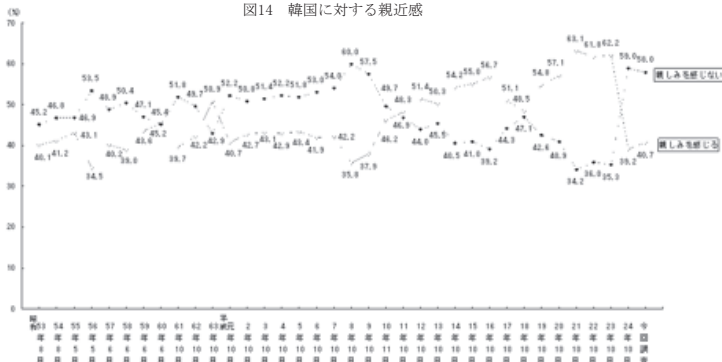
(d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあった太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす一九四七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。

(e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利もしくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。

(f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、

権原及び請求権を放棄する。
内閣府「外交に関する世論調査 2013年10月」

図14 韓国に対する親近感



SIPRI Fact Sheet, April 2014 TRENDS IN WORLD MILITARY EXPENDITURE. 2013

Rank			Change,	Spending as a
2013	2012	Country	Spending, 2004-13	share of GDP (%) ^a
			2013 (\$ b.)	2013 2004
1	1	USA	640	12 3.8 3.9
2	2	China	[188]	170 [2.0] [2.1]
3	3	Russia	[87.8]	108 [4.1] [3.5]
4	7	Saudi Arabia	67.0	118 9.3 8.1
5	4	France	61.2	-6.4 2.2 2.6
6	6	UK	57.9	-2.5 2.3 2.4
7	9	Germany	48.8	3.8 1.4 1.4
8	5	Japan	48.6	-0.2 1.0 1.0
9	8	India	47.4	45 2.5 2.8
10	12	South Korea	33.9	42 2.8 2.5
11	11	Italy	32.7	-26 1.6 2.0
12	10	Brazil	31.5	48 1.4 1.5
13	13	Australia	24.0	19 1.6 1.8
14	16	Turkey	19.1	13 2.3 2.8
15	15	UAE ^b	[19.0]	85 4.7 4.7
Total top 15			1 408	
World total			1 747	26 2.4 2.4

[] = SIPRI estimate.

^a The figures for military expenditure as a share of gross domestic product (GDP) are based on data from the International Monetary Fund (IMF) World Economic Outlook database, Oct. 2013.

^b Data for the United Arab Emirates (UAE) is for 2012, as figures for 2013 are not available.